

資料

「危険予測学習 K Y T」ワークシート

日 付	グループ名	司 会	記 録	メンバー
/				

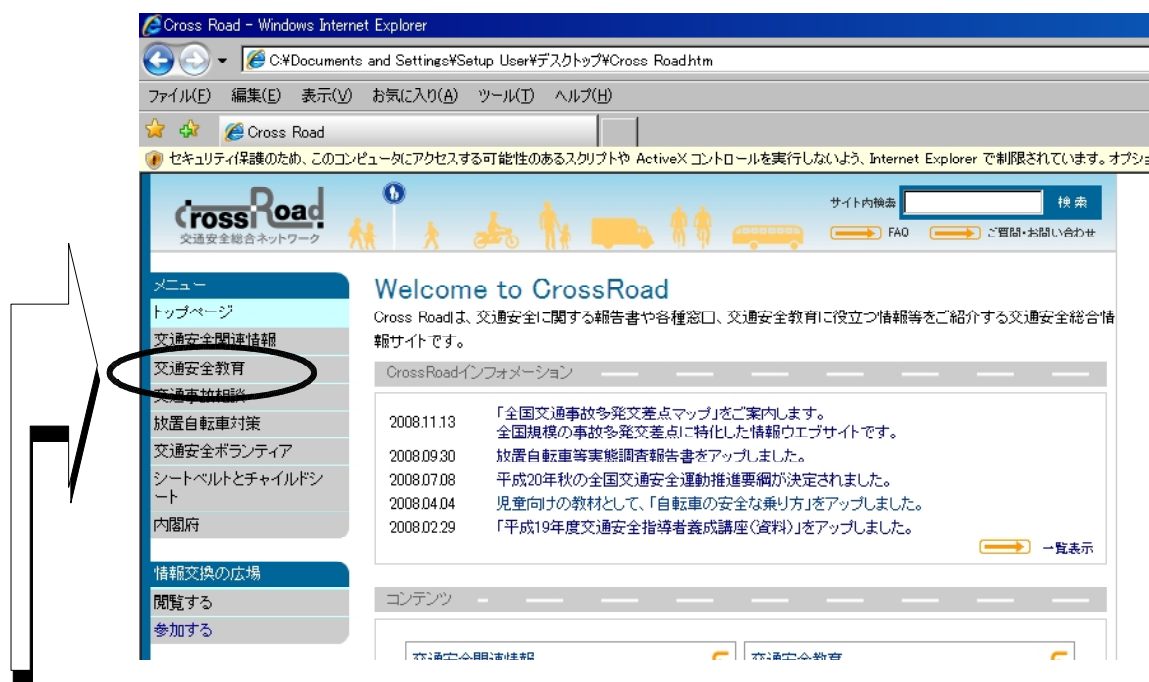
	内 容	メンバーの意見	
1	どんな場面ですか。		
2-1	どんなことが起こると予想されますか。		
2-2	一番危ないと思うものはどれですか。記号（◎や○）を付けてみましょう。		
3	事故にあわないようにするにはどうしたらいいですか。		
4	これから気をつけることは何ですか。		

教材（イラスト）の作り方

本教材集の教材(イラスト)の作成方法について紹介します。

- 1 内閣府が管理する下記「交通安全総合ネットワーク『Cross Road』」にアクセスする。

http://www.cross-road.go.jp/about_cr.php



- 2 メニューの「交通安全教育」をクリックすると、次の3つのページ(1)(2)(3)が示される。

(1) 交通安全教育教材	
危険予測トレーニング	: 教材とシート
テスト等	: 交通安全に関するテスト
ビジュアル教材	: 様々な教材・イラスト
	3262「生活道路における危険が潜む場所」
	自転車の交通安全
	・
	・
(2) 教材用素材集	} 様々な交通イラスト（部品・背景）が数多くある。
(3) 交通安全イラスト	

- 3 教材用素材集 のページにあるイラストや背景を組み合わせて資料を作成する。

○ 資料を印刷して切り貼りする。

○ 電子データとして作成・加工するには、「画像編集ソフト」が必要。

※ (1) の 3262「生活道路における危険が潜む場所」 を背景として利用したい場合は、「画像編集ソフト」を利用して一部を加工（人間や車を消したりする）する。本 Web ページ内の画像の加工による教材シートの作成は、内閣府の了解を得ている。

実践事例「県立宇部中央高等学校 －LHRを活用したKYT学習－」

県立宇部中央高等学校は、文部科学省委託事業である平成20年度交通安全教育推進事業（実践地域事業）推進校に指定され、生徒一人ひとりの高い安全意識の醸成に向け、学校教育全体を通じて交通安全教育を展開しています。

ここでは、ロングホームルームを活用した危険予測学習（KYT）の実践事例を紹介します。当校では、予め、教職員研修として指導教員を中心に本教材に取り組んでいます。

「交通安全LHR（KYT学習）の進め方」

（担任用）

順序	学習過程	内 容	時 間
導入	本時のねらいの説明	・KYT学習の意味（自分で考えて危険を予測し回避する）を説明する ・活発なグループ討議で理解を深める	5分程度
	班編制の発表（司会・記録の指名）	・司会、記録の役割を説明する ・机を動かして班で固まる	
	資料配付	・カラー印刷の前景図（黒板に掲示） 次頁参照 ・個人用ワークシート、前景図（生徒各自へ） ・取りまとめ用ワークシート（記録の生徒へ）	
1	場面の読み取り	・各自で個人用ワークシートに書き込ませる ・傾合いを見てグループ内で発表しあう	3分程度 7分程度
2	危険の予測	・各自で個人用ワークシートに書き込ませる ・傾合いを見てグループ内で発表しあう	3分程度 7分程度
3	危険の絞り込み	・グループ内で最も起こりやすくて重大な危険を決定する（1～3位の順位付けを行う） ・なぜ危険なのかについても意見を交換させる	5分程度
4	危険回避の方法検討	・1位になった危険を回避する方法をグループで話し合う	5分程度
5	記録による発表	・各班1～2分で発表する ・適宜、助言を加えたり、生徒の質問などを促す	10分程度
まとめ	本時のまとめ	・事故発生時の俯瞰図を各班に配付する ・生徒の危険予測・危険回避方法が有効であったかを検証する ・今後の生活の中で実践できるように意識付ける	5分

※ 各段階での詳しい留意事項は指導案を参考にしてください。

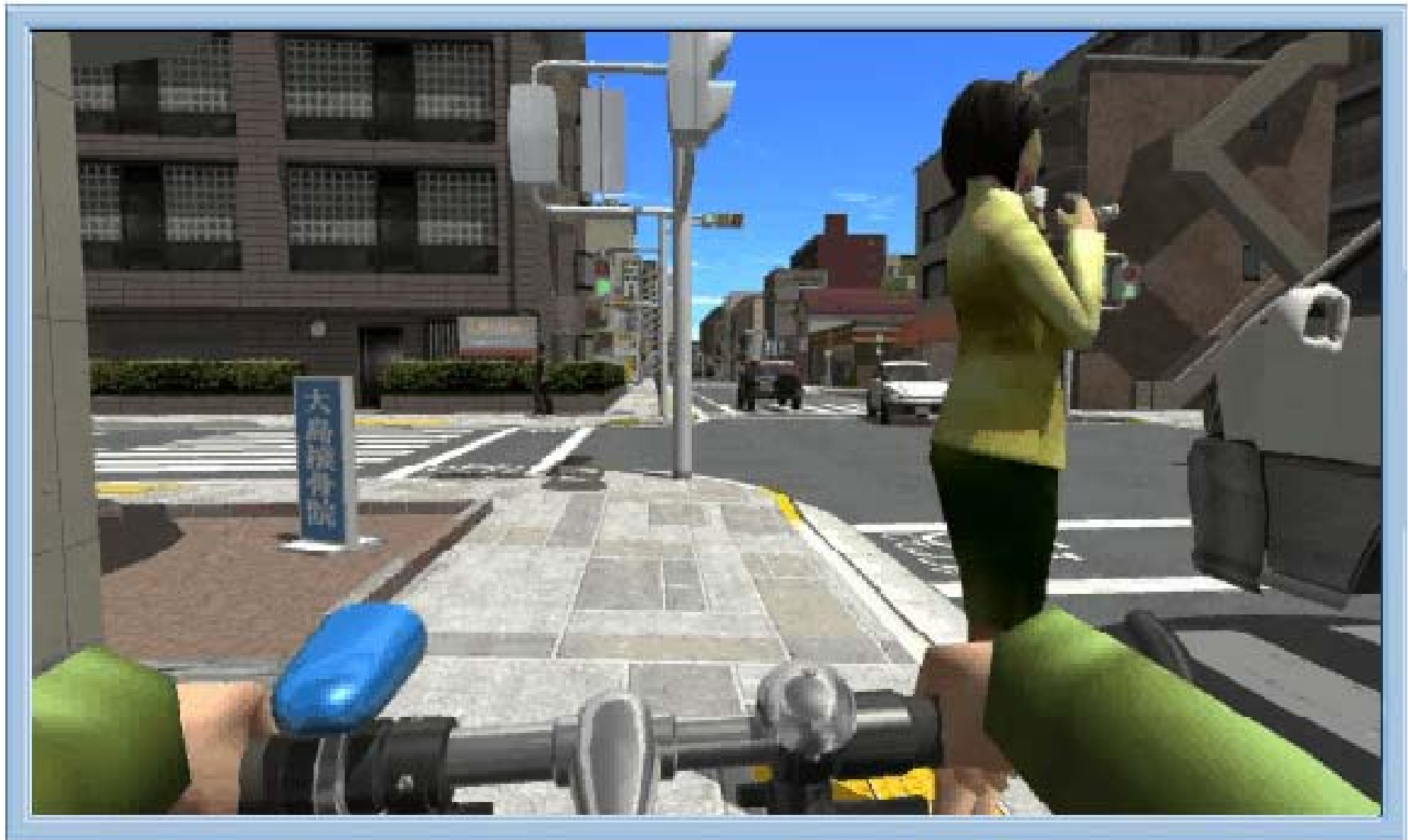
※ 基本的に生徒主体で討議させますが、スムーズな意見交換ができるように適宜、助言してください。

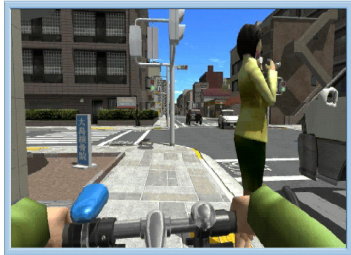
※ 指導展開は、日本交通安全教育普及協会が示す「5段階学習」に従っています。

※ 活用したKYT資料（前景図）は、日本交通安全教育普及協会「自転車利用における交通安全・危険予測シュミレーション」（平成16年度）による。

K Y T 学習（危険予測学習）

- 今あなたは自転車に乗って信号のある交差点を直進しようとしています。
前方の信号は青です。この後どのような危険が予想されますか？



題 材		自転車乗車時における、交通量の多い信号のある交差点を横断する際の危険		
題材設定の理由		交通量の多い交差点で交通事故にあうと、重大な被害を受ける可能性が高い。生徒の命を守るためにも本題材を設定した。		
指導のねらい		交通事故の多くが交差点内で発生している。交差点には様々な危険が潜んでいるが、信号のある交差点を横断する際、「信号があるから安全」「自動車は自分の存在に気付いている」と思いこみ、自動車に対する注意を怠ってしまう傾向がある。信号の表示のみを信じるのではなく、自分の目で安全確認をする必要があることを理解させる。		
事前の準備		・交通場面の前景図（各生徒に1枚（白黒）、黒板に掲示用1枚（カラー）） ・事故場面の俯瞰図（各班に配付） ・班編制（一班5～6人） ・班の中での司会、記録の決定		
		学習内容	学習活動	指導上の留意点
導入	5分	○本時目的と内容 ・資料配付 ・資料の活用方法 ・学習活動の流れ	・本時の学習活動のねらいや方法を理解する。 ・自分自身が自転車に乗った立場で、交差点走行時の危険の予測や回避方法を学習することを確認する。	・机を合わせて班を編成し着席させる。 ・司会と記録の役割を確認させる。 ・活発に意見を出し合うようにさせる。
展開	40分	1 場面の読み取り 道路交通場面の前景図を見て交通状況をできるだけ詳細に把握する。	1 絵からどのような交通状況かを読み取って、 <u>各自が個人用ワークシートに書き込み</u> 、それを司会を中心に発表し合い、記録がまとめる。	・司会の積極的な進行を促す。 ・ワークシートを活用させる。 ・どのような意見も受け入れて、楽しく意見交換ができる雰囲気となるように配慮する。 ・読みの鋭い意見に注目させる。
		<予想される主な発言内容> ・信号待ちの女性がいる。 ・トラックが左折しようとしている。 ・交差点内の白い車が右折しようとしている。 ・接骨院の曲がり角の見通しが悪い。 ・自転車横断帯がある。 ・交通量の多そうな大きい交差点である。		
		2 危険の予測 （場面分析その1：顕在、潜在危険を予測する）	2 この交通状況から予測される危険を <u>各自が個人用ワークシートに書き込み</u> 、それを司会を中心に発表し合い記録がまとめる。	
		<予想される主な発言内容> ・信号待ちの女性が自転車の存在に気付いていないかもしれないので、接触する危険性がある。 ・接骨院の曲がり角が見通しが悪いので、左から来た歩行者や自転車と衝突する危険性がある。 ・トラックの運転手が自転車の存在に気付いていないかもしれないので、左折時に巻き込まれる危険性がある。 ・右折の自動車の運転手は早く曲がりたいので、自転車の存在に気付かず右折をし、横断歩道上ではねられる危険性がある。		 （前景図） ・前景図の中で気付かないところがある場合は、気付くような発問も効果的である。 ・潜在的な危険も予測させる。（自他の心理状況も読み取らせる。） 「うっかり」「ぼんやり」「あせり」「安全との思いこみや勘違い」 ・どのような発表も尊重する。

		3 最も起こりやすく重大な危険を絞り込む (場面分析その2) 4 危険回避方法の検討と最適回避方法の選定 (仮説設定)	3 2で予測した危険の中で、最も起こりやすく重大な危険と思われるものを1位に、他の危険については3位程度まで、司会を中心に話し合っ <u>て選び出し、記録がその順位をワークシートに書き込む。</u> 各自でもメモを取る。 また、最も重大な危険を1つに絞る過程では、お互いにその理由についても話し合い、理解し合う。 4 3で1位とした危険について、その危険の回避方法について、司会を中心に話し合い、<u>記録がその方法をワークシートに書き込む。</u> 各自でもメモを取る。	・複数ある危険について順位をつけさせるが、この話し合いの過程は分析・考察、話し合う力量が育成されるので、大切にする。 ・話し合いによっては複数の危険が同順位になっても良い。複数の危険が同時に発生したり次々と発生したりする場合があることも考えさせる。 ・解答の文言は、単純な「ルールを守る」「安全を確かめる」「一時停止をする」などのようなものでなく、交通状況に潜む危険や交通参加者の心理等、事故の要因になるとと思われる内容を具体的に綴るようにして述べ、「そうであるからこそ一時停止をして、安全確認をする」というような解答をさせる。 ・危険回避方法は複数になってもよい。
		<最適回避方法の中に含まれて欲しい内容> ・自分（自転車）は車が横断歩道の前で止まってくれると思いきまない。 ・自分（自転車）は信号が青だから横断歩道は安全と思いきまない。 ・トラックの運転手が自転車の存在に気付いていないかもしれない。 ・右折しようとしている自動車の運転手は左折しようとしているトラックに気をとられ、自転車の存在に気付いていないかもしれない。 ・横断歩道進入前に速度を落とし、右左折する車の状況をよく見て、自動車をやり過ごしてから横断を開始する。 ・相手が気付いていると思いきんで、自分が優先と考えない。	5 各班の記録がまとめを発表し、質疑を通じて、その内容の理解を深め、安全な行動を学ぶ。また、危険回避方法についても再確認し、今後、実践できるように、安全な行動目標を明確にする。	 参考資料 ・発表内容について質疑応答をさせる。この過程で事故原因を検証し、回避方法の有効性を確かめさせる。 ・発表内容の重要な部分にはコメントをし、実践化につながるよう働きかける。
まとめ	5分	・事故になった場合の俯瞰図（別紙）を示し、安全走行についての意識を高め、安全行動を決意する。	・信号のある交通量の多い交差点の危険性と危険予測の大切さを理解し、事故防止に努めるため、具体的な安全行動の実践化・習慣化を決意する。	・こうした場面での危険予測が特に重要であることを強調する。

その他参考事項

- (1) ごく身近に危険があることに気付かせる。
- (2) 自転車も車両であり常に事故は起こる危険性があることを理解させる。
- (3) 危険予測や他人への思いやりがいかに関事故を防げるかを理解させる。
- (4) 今まで、びっくりした経験などを生徒から引き出し、学習を深める。

学習段階	学 習 項 目	自分の意見	
第 1 段階	・ 交通状況の読み取り 「この場面には何が見えますか」 「見えない所には何があると思いますか」 「よく観察して書きましょう」	①	
		②	
		③	
第 2 段階	・ 危険の予測 「この場面では次にどのような危険が起きると思いますか」 「その理由についても考えましょう」		予想される危険 理由
		①	
		②	
		③	
第 3 段階	・ 最も起こりやすく、重大な危険の選定	第 2 段階で記入した危険の中から選び、グループで相談して、上位 1 位～3 位までを決め、簡単にメモしておきましょう。	
		①	
		②	
		③	
第 4 段階	・ 危険回避方法の検討と最適回避方法の選定 「1 位とした危険を回避するにはどうしたらよいですか」		
第 5 段階	・ 安全行動の実践化（行動目標を決める） 「どうしたら安全な行動が取れますか。今後の行動目標を決め、実践しましょう」	①	
		②	
		③	

題 材	
-----	--

グループ名	司 会	記 録	メ ン バ ー
年 組 班			

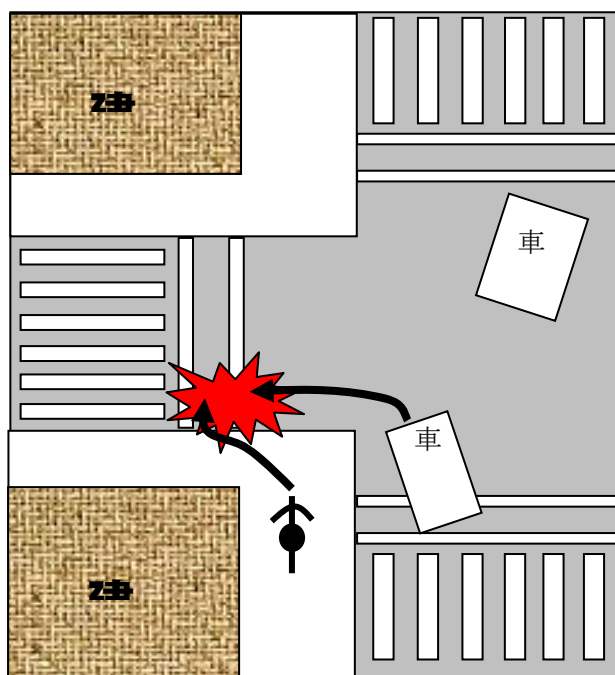
学習段階	学 習 項 目	解答・意見・考察・感想 等		
第 1 段階	・交通状況の読み取り 「この場面には何が見えますか」 「見えない所には何があると思いますか」 「よく観察して発表しましょう」	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦		
第 2 段階	・危険の予測 「この場面では次にどのような危険が起きると思いますか」 「その理由についても話し合いましょう」	順位	予想される危険	理 由
			①	
			②	
			③	
			④	
			⑤	
第 3 段階	・最も起こりやすく、重大な危険の選定	第 2 段階で記入した危険の中から選び、上位 1 位～3 位まで左側の枠の中に順位をつけてください。		
第 4 段階	・危険回避方法の検討と最適回避方法の選定 「1 位とした危険を回避するにはどうしたらよいでしょうか」 「いくつかある回避方法の中で、最も適切と思う回避方法はどれでしょうか。話し合い、その番号に◎印しましょう」		① ② ③ ④ ⑤ ⑥	相手から自分はどう見えたのか、自分の存在をどう相手に伝えればよいかについても考えてみましょう
第 5 段階	・安全行動の実践化 (行動目標を決める) 「どうしたら安全な行動をとれるか意見を出し合い、実践しましょう」	① ② ③		

(別紙)

事故にあった場合の俯瞰図（３つのケース）

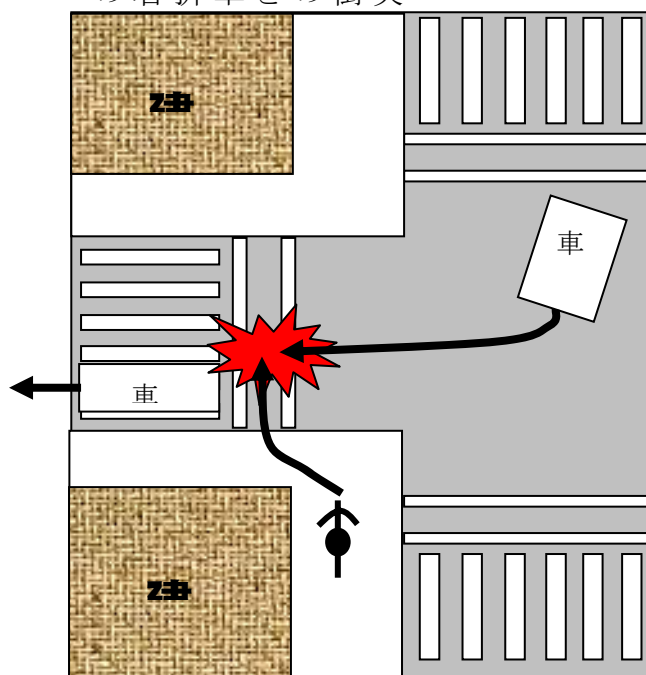
ケース①

左折車の巻き込み



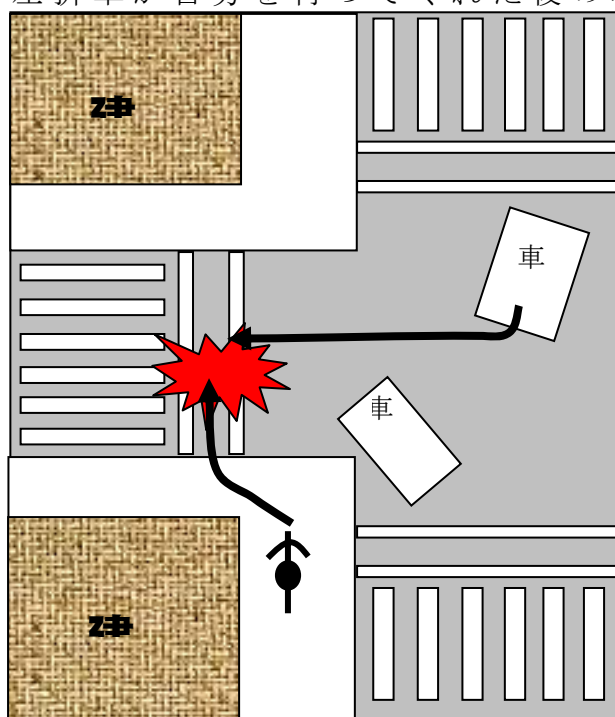
ケース②

左折車をやり過ごした後の右折車との衝突



ケース③

左折車が自分を待ってくれた後の右折車との衝突



改正道路交通法の主な要点について

～平成20年6月1日施行～

1 高齢運転者標識（もみじマーク）の表示が義務化

75歳以上の運転者に表示が義務化されます。

（70歳以上75歳未満の運転者は、これまでどおり努力義務です。）

2 後部座席のシートベルト着用が義務化

高速道路や自動車専用道路において違反した場合には、行政処分点数1点が付加されます。

3 自転車の通行方法が変更

（1）普通自転車が歩道通行できる場合の見直し

<原則>

○ 自転車は・・・歩道等と車道の区別されている道路 ～ 車道を通行

<例外>

○ 次の場合は、例外として自転車が歩道を通行できます。

- ・ 自転車歩道通行可の標識があるとき
 - ・ 13歳未満の子供
 - ・ 70歳以上の高齢者
 - ・ 身体の不自由な人
- が自転車を運転しているとき
- ・ 道路工事や駐車車両を避けたり、交通量が多い狭路で車道を通行することが危険なときなどやむを得ない場合

※ 歩道を通行する場合には、次のことを守ってください。

- ・ 歩道の車道寄り又は指定された部分をすぐに停止できる速度で徐行し、歩行者の妨げとなる場合は一時停止する。
- ・ 道路を横断するときは、歩行者用信号機に従って自転車横断帯又は横断歩道を通行する。
- ・ 横断歩道は、歩行者がいらないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、乗ったまま通行しない。

(2) 歩道通行している普通自転車に対する警察官等の指示

普通自転車が歩道を通行できる場合であっても、警察官が歩行者の安全を確保するため、必要と認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、普通自転車は歩道を通行してはいけません。

(3) 普通自転車通行指定部分の見直し

- 歩道に普通自転車通行指定部分があるときは、その部分を徐行してください。

ただし、その部分を通行している歩行者がいない場合は、状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。

- 歩行者は、普通自転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めてください。

(自転車の安全利用に関するもの)
～交通の方法に関する教則から～

1 自転車に乗る際の心得（注意すべきこと）

- 運転の妨げとなったり、不安定となるような積載はいけません。
- 傘を自転車に固定して運転する場合、視野の妨げや、傘と歩行者の接触など、危険な場合があります。
- 保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

2 走行上の注意（やめるべきこと）

- ・ 携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での運転
- ・ ヘッドフォンの使用などにより周囲の音が十分聞こえないような状態での運転

は、不安定になったり、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になるのでやめましょう。

～ **交通の教則は、道路交通法をもとに、交通のルールなどを分かりやすい表現にしたものです。**

※出典：山口県警察本部交通企画課資料

◎自転車の安全な利用に関する法令等（抜粋）

＜資料 5＞

（注：本資料は、改正道路交通法（H19年6月20日法律第90号）に基づいて作成しています。）

＜交通の方法に関する教則＞※道路交通法をもとに、交通のルールなどが分かりやすい表現にされたもの

○交通の方法に関する教則(昭和53年国家公安委員会告示第3号)抜粋(H20.6.1現在)	備 考
第3章 自転車に乗る人の心得 自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。自転車に乗るときは、特にこの章に書かれている事柄に注意しましょう。 第1節 自転車の正しい乗り方 1 自転車に乗るに当たっての心得 (1) 酒を飲んだときや疲れが激しいときは、乗ってはいけません。 (2) ブレーキが故障している自転車には乗ってはいけません。また、尾灯、反射器材のない自転車には、夜間乗ってはいけません。なお、反射器材は努めて J I S マークの付いたものを使いましょう。 (3) サドルにまたがったときに、足先が地面に着かないような、体に合わない自転車には乗らないようにしましょう。 (4) 交通量の少ない場所でも2人乗りは危険ですからやめましょう。ただし、幼児用の座席に幼児を乗せているときは別です。 (5) かさを差したり、物を手やハンドルに提げたりして乗るのはやめましょう。犬などの動物を引きながら自転車に乗るのも危険です。 (6) げたやハイヒールを履いて乗らないようにしましょう。 (7) 自転車に荷物を積むときは、運転の妨げになったり、不安定となったりするなどして、危険な場合があるので、そのような積み方をしてはいけません。傘を自転車に固定して運転するときも、不安定となったり、視野が妨げられたり、傘が歩行者に接触したりするなどして、危険な場合があります。 (8) 子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。 (9) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。 2 自転車の点検 自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があったら整備に出しましょう。また、定期的に自転車安全整備店などへ行って点検や整備をしてもらいましょう。なお、自転車は、努めて T S マーク、J I S マーク、B A A マーク、S G マークなどの自転車の車体の安全性を示すマークの付いたものを使いましょう。 (1) サドルは固定されているか。また、またがったとき、両足先が地面に着く程度に調節されているか。 (2) サドルにまたがってハンドルを握ったとき、上体が少し前に傾くように調節されているか。 (3) ハンドルは、前の車輪と直角に固定されているか。 (4) ペダルが曲がっているなどのために、足が滑るおそれはないか。 (5) チェーンは、緩み過ぎていないか。 (6) ブレーキは、前・後輪ともよく効くか（時速 10 キロメートルのとき、ブレーキを掛けてから 3 メートル以内で止まれるか。）。 (7) 警音器は、よく鳴るか。 (8) 前照灯は、明るい（10 メートル前方がよく見えるか。）。	注：罰則は故意による場合と過失による場合で量刑が変わります。 ○法第 65 条第 1 項（酒気帯び運転等の禁止） →＜酒酔い運転の場合＞ 5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 ○法第 66 条（過労運転等の禁止） → 3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 ＜注：麻薬等影響運転は別の罰則あり＞ ○法第 63 条の 9（自転車の制動装置等） ○法第 52 条第 1 項前段（車両等の灯火） → 5 万円以下の罰金 ○法第 57 条第 2 項（乗車又は積載の制限等） → 山口県道路交通規則第 9 条第 3 項第 1 号 → 2 万円以下の罰金又は科料 ○法第 71 条第 6 号（運転者の遵守事項） → 山口県道路交通規則第 11 条第 2 号 → 5 万円以下の罰金 ○法第 71 条第 6 号（運転者の遵守事項） → 山口県道路交通規則第 11 条第 2 号 → 5 万円以下の罰金 ○法第 63 条の 10（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項） ○法第 62 条（整備不良車両の運転の禁止） → 道路運送車両法第 45 条（軽車両の構造及び装置） → 道路運送車両法施行規則第 62 条の 2 の 33 第 4 項（保安上又は公害防止上の技術基準） → 道路運送車両の保安基準第 68 条～第 73 条 → 5 万円以下の罰金 ○法第 63 条の 9 第 1 項（自転車の制動装置等） → 施行規則第 9 条の 3（制動装置） → 5 万円以下の罰金 ○法第 52 条第 1 項（車両等の灯火） → 施行令第 18 条第 1 項第 5 号（道路にある場合の灯火） → 山口県道路交通規則第 8 条第 1 項第 1 号 → 5 万円以下の罰金

- (9) 方向指示器や変速機のある場合は、よく作動するか。
(10) 尾灯や反射器材（後部反射器材と側面反射器材）は付いているか。また、後方や側方からよく見えるか。

- (11) タイヤには十分空気が入っているか。また、すり減っていないか。
(12) 自転車の各部品は、確実に取り付けられているか。

3 普通自転車の確認 (略)

4 自転車の正しい乗り方

- (1) 自転車に乗るときは、見通しのきく道路の左端で、後方と前方の安全を確かめてから発進しましょう。
(2) 右折、左折する場合は、できるだけ早めに合図をしましょう。
(3) サドルにまたがって、両手でハンドルを握ったときに、上半身が少し前に傾き、ひじが軽く曲がるようにするのが疲れない姿勢です。
(4) 両手でハンドルを確実に握って運転しましょう。合図をする場合のほかは、片手運転をしてはいけません。
(5) 停止するときは、安全を確かめた後、早めに停止の合図（右腕を斜め下にのぼすこと。）を行い、まず静かに後輪ブレーキを掛けて十分速度を落としながら道路の左端に沿って停止し、左側に降りましょう。

第2節 安全な通行

1 自転車の通るところ

- (1) 自転車は、歩道と車道の区分のある道路では、車道を通るのが原則です。また、普通自転車は、自転車道のあるところでは、道路工事などの場合を除き、自転車道を通らなければなりません。
- (2) 自転車は、車道や自転車道を通るときは、その中央（中央線があるときは、その中央線）から左の部分を通らなければなりません。また、道路工事などの場合を除き、その左端に沿って通行しなければなりません。
- (3) 自転車は、路側帯を通ることができます。しかし、歩行者の通行に大きな妨げとなるところや、白の二本線の標示のあるところは通れません。
- (4) 普通自転車は、次の場合に限り、歩道の車道寄りの部分（歩道に白線と自転車の標示がある場合は、それによって指定された部分）を通ることができます。ただし、警察官や交通巡視員が歩行者の安全を確保するため歩道を通ってはならない旨を指示したときは、その指示に従わなければなりません。
ア 歩道に普通自転車歩道通行可の標識があるとき。
イ 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
ウ 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき。
- (5) 道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。また、横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいらないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

2 走行上の注意

- (1) 自転車は急ブレーキを掛けると転倒しやすく、また、速度を出

○法第52条第1項（車両等の灯火）
→施行令第18条第1項第5号（道路にある場合の灯火）
→山口県道路交通規則第8条第1項第2号、同条第2項
→5万円以下の罰金
○法第63条の9第2項（自転車の制動装置等）
→施行規則第9条の4（反射器材）

○法第63条の3（自転車道の通行区分）
→施行規則第9条の2（普通自転車の大きさ等）

○(2)と(5)については、法第53条（合図）
→施行令第21条（合図の時期及び方法）
→5万円以下の罰金

○法第17条第1項（通行区分）
→3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
○法第63条の3（自転車道の通行区分）
→2万円以下の罰金又は料料
○法第18条第1項（左側寄り通行等）

○法第17条の2第1項（軽車両の路側帯通行）
・歩行者の通行を妨げるような速度・方法で進行した場合→2万円以下の罰金又は料料
○法第63条の4（普通自転車の歩道通行）
→施行令第26条（普通自転車により歩道を通行することができる者）
・歩道の車道寄りの部分を通らなかった場合等→2万円以下の罰金又は料料

○法第63条の6（自転車の横断の方法）

し過ぎると周囲の状況の確認や自転車の制御が困難となるので、天候、時間帯、交通の状況などに応じた安全な速度で走らなければなりません。

- (2) 車や路面電車のすぐ後ろに続いたり、また、それにつかまって走ったりしてはいけません。
- (3) 横断や転回をしようとする場合に、近くに自転車横断帯や横断歩道がない場合は、右左の見通しのきくところを選んで車の途切れたときに渡りましょう。また、道路を斜めに横断しないようにしましょう。
- (4) 交差点や踏切の手前などで、停止している車やゆっくり進んでいる車があるときは、その前に割り込んだり、これらの車の間を縫って前へ出たりしてはいけません。
- (5) ほかの自転車と並んで走ったり、ジグザグ運転をしたり、競争したりしてはいけません。
- (6) 踏切では、一時停止をし、安全を確かめなければなりません。踏切では、自転車を押して渡るようにしましょう。
- (7) 路側帯を通るときは、歩行者の通行を妨げてはいけません。
- (8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。

ア すぐ停止できるような速度で徐行すること。ただし、白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐ徐行に移ることができるような速度）と方法でその部分を通行することができます。

イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。

- (9) 歩道から車道へ及び車道から歩道への乗り入れは、車道や歩道の状況について安全を確かめてから行いましょう。特に、ひんぱんな乗り入れの連続や交差点の付近での歩道から車道への乗り入れは危険です。また、歩道から車道に乗り入れる場合には、右側通行をすることとならないようにしなければなりません。
- (10) 歩道ではほかの自転車と行き違うときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。
- (11) 携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での運転や、ヘッドホンの使用などによる周囲の音が十分聞こえないような状態での運転は、不安定になったり、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になるのでやめましょう。
- (12) 警音器は、「警笛区間」の標識がある区間内の見通しのきかない交差点などを通行するときや、危険を避けるためやむを得ないときだけ使用し、歩道などでみだりに警音器を鳴らしてはいけません。
- (13) 夜間はもちろん、昼間でもトンネルや濃霧の中などでは、ライトをつけなければなりません。また、前から来る車のライトで目がくらんだときは、道路の左端に止まって対向車が通り過ぎるのを待ちましょう。
- (14) 走行中、ブレーキやライトなどが故障したときは、自転車を押して歩きましょう。
- (15) 路面が凍り付いているところや風雨が強いときは、自転車を押して通りましょう。

3 交差点の通り方

- (1) 信号が青になってから横断しましょう。
なお、「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合や横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。

○法第 76 条第 4 項第 6 号（禁止行為）
→ 5 万円以下の罰金

○法第 19 条（軽車両の並進の禁止）

→ 2 万円以下の罰金又は科料

○法第 33 条第 1 項（踏切の通過）

→ 3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

○法第 17 条の 2 第 2 項（軽車両の路側帯通行）

→ 2 万円以下の罰金又は科料

○法第 63 条の 4 第 2 項（普通自転車の歩道通行）

→ 2 万円以下の罰金又は科料

○法第 71 条第 6 号（運転者の遵守事項）

→ 山口県道路交通規則第 11 条第 2 号

→ 5 万円以下の罰金

○法第 54 条第 2 項（警音器の使用等）

→ 2 万円以下の罰金又は科料

○法第 52 条第 1 項（車両等の灯火）

→ 施行令第 19 条（夜間以外の時間で灯火をつけなければならない場合）

→ 5 万円以下の罰金

○法第 62 条（整備不良車両の運転の禁止）

→ 道路運送車両法第 45 条

→ 道路運送車両法施行規則第 62 条の 2 の 33 第 4 項（保安上又は公害防止上の技術基準）

→ 道路運送車両の保安基準第 68 条～第 73 条

→ 5 万円以下の罰金

○法第 7 条（信号機の信号等に従う義務）

→ 施行令第 2 条（信号の意味等）

→ 3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

(2) 信号機などによる交通整理の行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。

ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ 交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通しましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

(3) 左折するときは、後方の安全を確かめ、その交差点の手前の側端から 30 メートルの地点に達したときに左折の合図（右腕のひじを垂直に上に曲げるか左側の方向指示器を操作すること。）を行い、できるだけ道路の左端に沿って十分速度を落とし、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲がらなければなりません。

(4) 右折は、次の方法でしなければなりません。

ア 信号機などにより交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。なお、赤信号や黄信号であっても自動車や原動機付自転車は青の矢印の信号によって右折できる場合がありますが、この場合でも自転車は進むことはできません。

イ 交通整理の行われていない交差点では、後方の安全を確かめ、その交差点の手前の側端から 30 メートルの地点に達したときに右折の合図（手のひらを下にして右腕を横に水平に出すか右側の方向指示器を操作すること。）を行い、できるだけ道路の左端に寄って交差点の向こう側までまっすぐ進み、十分速度を落として曲がらなければなりません。

(5) 交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければなりません。

(6) 普通自転車は、交差点やその手前に交差点への進入を禁止する標示があるときは、その交差点へ進入することはできません。この場合は、その左側の歩道に乗り入れ、自転車横断帯によって交差点を渡りましょう。

4 歩行者などに対する注意

(1) 歩道を通るときは、すぐ停止できるような速度で徐行（白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないうときは、すぐ徐行に移ることができるような速度で進行）しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げそうになるときは一時停止しなければなりません。

(2) 路側帯や自転車が通行することができる歩行者用道路を通る場合は、歩行者の通行を妨げないように注意し、特に歩行者用道路では、十分速度を落とさなければなりません。

(3) 停車中の自動車のそばを通るときは、急にドアが開いたり、自動車の陰から歩行者が飛び出しすることがありますから、注意して十分速度を落としましょう。

(4) 車道を通行する自転車が横断歩道に近づいたときは、横断する人がいないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進まなければなりません。また、歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の手前（停止線があるときは、その手前）で一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。

(5) 子供が独り歩きしているとき、身体の不自由な人が歩いているとき、つえを持って歩いていた、歩行補助車を使っていたり、その通行に支障のある高齢者が歩いているときは、危険のないように一時停止するか十分速度を落とさなければなりません。

(6) 自転車を駐車するときは、歩行者や車の通行の妨げにならないようにしなければなりません。

近くに自転車駐車場がある場合は、自転車をそこに置くようにしましょう。

○法第 43 条（指定場所における一時停止）
→ 3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

○法第 53 条（合図）
→ 施行令第 21 条（合図の時期及び方法）
→ 5 万円以下の罰金
○法第 34 条第 1 項（左折又は右折）
→ 2 万円以下の罰金又は料料

○法第 34 条第 3 項（左折又は右折）
→ 2 万円以下の罰金又は料料
○法第 7 条（信号機の信号等に従う義務）
→ 施行令第 2 条（信号の意味等）
→ 3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金
○法第 53 条（合図）
→ 施行令第 21 条（合図の時期及び方法）
→ 5 万円以下の罰金

○法第 63 条の 7 第 1 項（交差点における自転車の通行方法）
○法第 63 条の 7 第 2 項（交差点における自転車の通行方法）

○法第 63 条の 4 第 2 項（普通自転車の歩道通行）
→ 2 万円以下の罰金又は料料

○法第 17 条の 2（軽車両の路側帯通行）
→ 2 万円以下の罰金又は料料
○法第 9 条（歩行者用道路を通行する車両の義務）
→ 3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

○法第 38 条第 1 項（横断歩道等における歩行者等の優先）
→ 3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

○法第 71 条第 2 号（運転者の遵守事項）
→ 3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

＜関係法令抜粋＞

○道路交通法抜粋（H20. 6. 1現在）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（略）

八 車両 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

（略）

十一 軽車両 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

（信号機の信号等に従う義務）

第7条 道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等（前条第1項後段の場合においては、当該手信号等）に従わなければならない。

（歩行者用道路を通行する車両の義務）

第9条 車両は、歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行が禁止されていることが道路標識等により表示されている道路（第13条の2において「歩行者用道路」という。）を、前条第2項の許可を受け、又はその禁止の対象から除外されていることにより通行するときは、特に歩行者に注意して徐行しなければならない。

（通行区分）

第17条 車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第47条第3項若しくは第48条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。
2 前項ただし書の場合において、車両は、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

（軽車両の路側帯通行）

第17条の2 軽車両は、前条第1項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によって区画されたものを除く。）を通行することができる。
2 前項の場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

（左側寄り通行等）

第18条 車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄つて、軽車両にあつては道路の左側端に寄つて、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第25条第2項若しくは第34条第2項若しくは第4項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。
2 車両は、前項の規定により歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。

（軽車両の並進の禁止）

第19条 軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。

（踏切の通過）

第33条 車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。）で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。ただし、信号機の表示する信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行することができる。

（左折又は右折）

第34条 車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿つて（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指

定された部分を通行して）徐行しなければならない。

2 (略)

3 軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第38条 車両等は、横断歩道又は自転車横断帯（以下この条において「横断歩道等」という。）に接近する場合には、当該横断歩道等を通過する際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車（以下この条において「歩行者等」という。）がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。）で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

(指定場所における一時停止)

第43条 車両等は、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第36条第2項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

(車両等の灯火)

第52条 車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。以下この条及び第63条の9第2項において同じ。）、道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾燈その他の灯火をつけなければならない。政令で定める場合においては、夜間以外の時間にあつても、同様とする。

○道路交通法施行令

(道路にある場合の灯火)

第18条 車両等は、法第52条第1項前段の規定により、夜間、道路を通行するとき（高速自動車国道及び自動車専用道路においては前方200メートル、その他の道路においては前方50メートルまで明りょうに見える程度に照明が行われているトンネルを通行する場合を除く。）は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める灯火をつけなければならない。

(略)

五 軽車両 公安委員会が定める灯火

○山口県道路交通規則

(軽車両の灯火)

第8条 政令18条第1項第5号の規定により軽車両（そり及び牛馬を除く。以下この条において同じ。）がつけなければならない灯火は、次に掲げるものとする。

一 夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる光度を有する白色又は淡黄色の前照灯

二 夜間後方100メートルの距離から点灯を確認することができる光度を有する橙色又は赤色の尾灯

2 軽車両が夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第1項の規定による自動車の前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できる反射器又は反射材1個（幅が50センチメートル以上の軽車両にあつては、その両端に各1個）以上を備え付けているときは、前項第2号の規定にかかわらず、同号の尾灯をつけることを要しない。

○道路交通法施行令

(夜間以外の時間で灯火をつけなければならない場合)

第19条 法第52条第1項後段の政令で定める場合は、トンネルの中、濃霧がかかっている場所その他の場所で、視界が高速自動車国道及び自動車専用道路においては200メートル、その他の道路においては50メートル以下であるような暗い場所を通行する場合及び当該場所に停車し、又は駐車している場合とする。

(合図)

第53条 車両（自転車以外の軽車両を除く。第3項において同じ。）の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

2 前項の合図を行なう時期及び合図の方法について必要な事項は、政令で定める。

○道路交通法施行令

(合図の時期及び方法)

第21条 法第53条第1項に規定する合図を行なう時期及び合図の方法は、次の表に掲げるとおりとする。

合図を行う場合	合図を行う時期	合図の方法
左折するとき。	その行為をしようとする地点（交差点においてその行為をする場合にあっては、当該交差点の手前の側端）から 30メートル手前の地点に達したとき。	左腕を車体の左側の外に出して水平にのばし、若しくは右腕を車体の右側の外に出してひじを垂直に上にまげること、又は左側の方向指示器を操作すること。
同一方向に進行しながら進路を左方に変えるとき。	その行為をしようとする時の 3 秒前のとき。	
右折し、又は転回するとき。	その行為をしようとする地点（交差点において右折する場合にあっては、当該交差点の手前の側端）から 30メートル手前の地点に達したとき。	右腕を車体の右側の外に出して水平にのばし、若しくは左腕を車体の左側の外に出してひじを垂直に上にまげること、又は右側の方向指示器を操作すること。
同一方向に進行しながら進路を右方に変えるとき。	その行為をしようとする時の 3 秒前のとき。	
徐行し、又は停止するとき。	その行為をしようとするとき。	腕を車体の外に出して斜め下にのばすこと、又は車両の保安基準に関する規定若しくはトロリーバスの保安基準に関する規定により設けられる制動灯をつけること。
後退するとき。	その行為をしようとするとき。	腕を車体の外に出して斜め下にのばし、かつ、手のひらを後ろに向けてその腕を前後に動かすこと、又は車両の保安基準に関する規定に定める後退灯を備える自動車にあってはその後退灯をトロリーバスにあってはトロリーバスの保安基準に関する規定により設けられる後退灯を、それぞれつけること。

3 車両の運転者は、第 1 項に規定する行為が終わったときは、当該合図をやめなければならないものとし、また、同項に規定する合図に係る行為をしないのかかわらず、当該合図をしてはならない。

（警音器の使用等）

第 5 4 条第 2 項 車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

（乗車又は積載の制限等）

第 5 7 条第 2 項 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めることができる。

○山口県道路交通規則

（車両の乗車又は積載の制限）

第 9 条第 3 項 軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車させ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。

一 乗車人員は、次の表の上欄に掲げる軽車両の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる乗車人員を超えないこと。

軽車両の種類	乗車人員
二輪の自転車及び三輪の普通自転車	運転者 1 人（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 14 第 2 項の自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路を通行する場合にあっては、乗車装置に応じた人員）並びに 16 歳以上の運転者が 6 歳未満の幼児を安全な乗車装置に乗車させている場合における当該幼児 1 人及び 16 歳以上の運転者が 4 歳未満の幼児を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合における当該幼児 1 人
（略）	

(整備不良車両の運転の禁止)

第62条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が道路運送車両法第3章若しくはこれに基づく命令の規定(道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第114条第2項の規定による防衛大臣の定め。以下同じ。)又は軌道法第14条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等(次条第1項において「整備不良車両」という。)を運転させ、又は運転してはならない。

○道路運送車両法

(軽車両の構造及び装置)

第45条 軽車両は、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- 一 長さ、幅及び高さ
- 二 接地部及び接地圧
- 三 制動装置
- 四 車体
- 五 警音器

○道路運送車両法施行規則

(保安上又は公害防止上の技術基準)

第62条の2の3第4項 法第45条の軽車両についての保安上の技術基準は、道路運送車両の保安基準に定める基準とする。

○道路運送車両の保安基準

(長さ、幅及び高さ)

第68条 軽車両は、空車状態において、その長さ、幅及び高さが左表に掲げる大きさをこえてはならない。但し、地方運輸局長の許可を受けたものにあつては、この限りでない。

種 別	長さ(メートル)	幅(メートル)	高さ(メートル)
人力により運行する軽車両	4	2	3
畜力により運行する軽車両	12	2.5	3.5

(接地部及び接地圧)

第69条 軽車両の接地部及び接地圧については、第7条の規定を準用する。

(制動装置)

第70条 乗用に供する軽車両には、適当な制動装置を備えなければならない。但し、人力車にあつては、この限りでない。

(車体)

第71条 乗用に供する軽車両の車体は、安全な乗車を確保できるものでなければならない。

2 乗用に供する軽車両の座席並びに立席については、第22条第1項、第2項、第5項及び第6項、第22条の2、第23条並びに第24条の規定を準用する。

(警音器)

第72条 乗用に供する軽車両には、適当な音響を発する警音器を備えなければならない。

(基準の緩和)

第73条 第56条第3項の規定は、軽車両について準用する。

(自転車道の通行区分)

第63条の3 車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないもの(以下この節において「普通自転車」という。)は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

○道路交通法施行規則

(普通自転車の大きさ等)

第9条の2 法第63条の3の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。
 - イ 長さ 190センチメートル
 - ロ 幅 60センチメートル
- 二 車体の構造は、次に掲げるものであること。
 - イ 側車を付していないこと。

- ロ 一の運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く。）を備えていないこと。
- ハ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。
- ニ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

（普通自転車の歩道通行）

第63条の4 普通自転車は、次に掲げるときは、第17条第1項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

- 一 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。
- 二 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

○道路交通法施行令

（普通自転車により歩道を通行することができる者）

第26条 法第63条の4第1項第2号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 児童及び幼児
- 二 70歳以上の者
- 三 普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害として内閣府令で定めるものを有する者

○道路交通法

（目が見えない者、幼児、高齢者等の保護）

第14条第3項 児童（6歳以上13歳未満の者をいう。以下同じ。）若しくは幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）を保護する責任のある者は、（略）

○道路交通法施行規則

（普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害）

第9条の2の2 令第26条第3号の内閣府令で定める身体の障害は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる障害とする。

2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならない。また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

（自転車の横断の方法）

第63条の6 自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければならない。

（交差点における自転車の通行方法）

第63条の7 自転車は、前条に規定するもののほか、交差点を通行しようとする場合において、当該交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、第17条第4項並びに第34条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該自転車横断帯を進行しなければならない。

2 普通自転車は、交差点又はその手前の直近において、当該交差点への進入の禁止を表示する道路標示があるときは、当該道路標示を越えて当該交差点に入ってはならない。

（自転車の制動装置等）

第63条の9 自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

○道路交通法施行規則

（制動装置）

第9条の3 法第63条の9第1項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 前車輪及び後車輪を制動すること。
- 二 乾燥した平たんな舗装路面において、制動初速度が10キロメートル毎時のとき、制動装置の操作を開始した場所から3メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること。

- 2 自転車の運転者は、夜間（第52条第1項後段の場合を含む。）、内閣府令で定める基準に適合する反射器材を備えていない自転車を運転してはならない。ただし、第52条第1項前段の規定により尾灯をつけている場合は、この限りでない。

○道路交通法施行規則

（反射器材）

第9条の4 法第63条の9第2項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 自転車に備え付けられた場合において、夜間、後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第1項の基準に適合する前照燈（第9条の17において「前照燈」という。）で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。
- 二 反射光の色は、燈色又は赤色であること。

（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）

第63条の10 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

（酒気帯び運転等の禁止）

第65条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

（過労運転等の禁止）

第66条 何人も、前条第1項に規定する場合のほか、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。

（運転者の遵守事項）

第71条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（略）

- 二 身体障害者用の車いすが通行しているとき、目が見えない者が第14条第1項の規定に基づく政令で定めるつえを携え、若しくは同項の規定に基づく政令で定める盲導犬を連れて通行しているとき、耳が聞こえない者若しくは同条第2項の規定に基づく政令で定める程度の身体の障害のある者が同項の規定に基づく政令で定めるつえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。

- 二の二 前号に掲げるもののほか、高齢の歩行者、身体の障害のある歩行者その他の歩行者でその通行に支障のあるものが通行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行を妨げないようにすること。

（略）

- 六 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

○山口県道路交通規則

（運転者の遵守事項）

第11条 法第71条第6号の規定による車両の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 有効な警音器を備えていない自転車を運転しないこと。
- 二 かさをさし、物のかつぎ、又は物を持つ等車両の運転者の視野を妨げ、又は車両の安定を失うおそれがある方法で大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。

（略）

- 六 安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態でカーステレオ等を聞きながら車両を運転しないこと。

（禁止行為）

第76条第4項 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

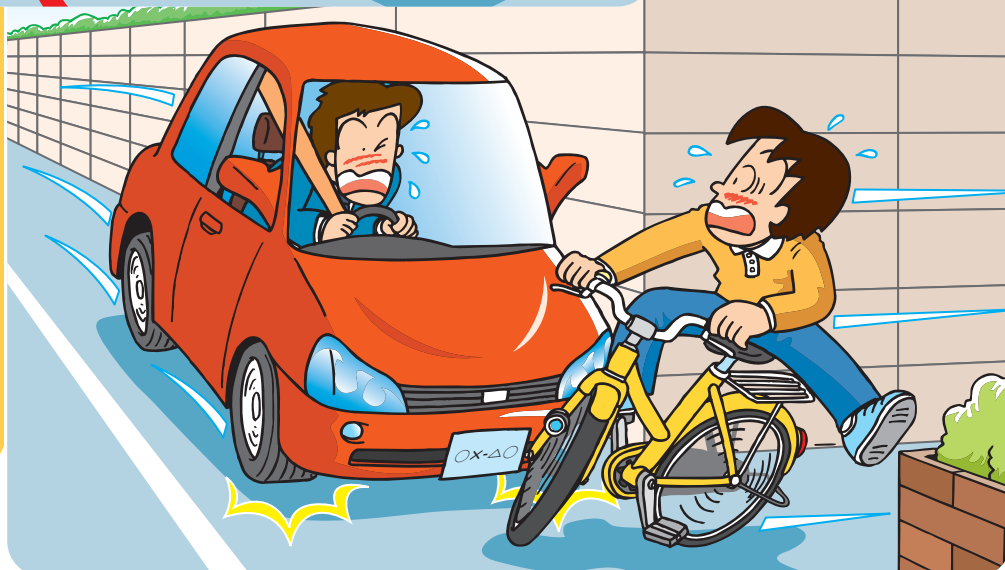
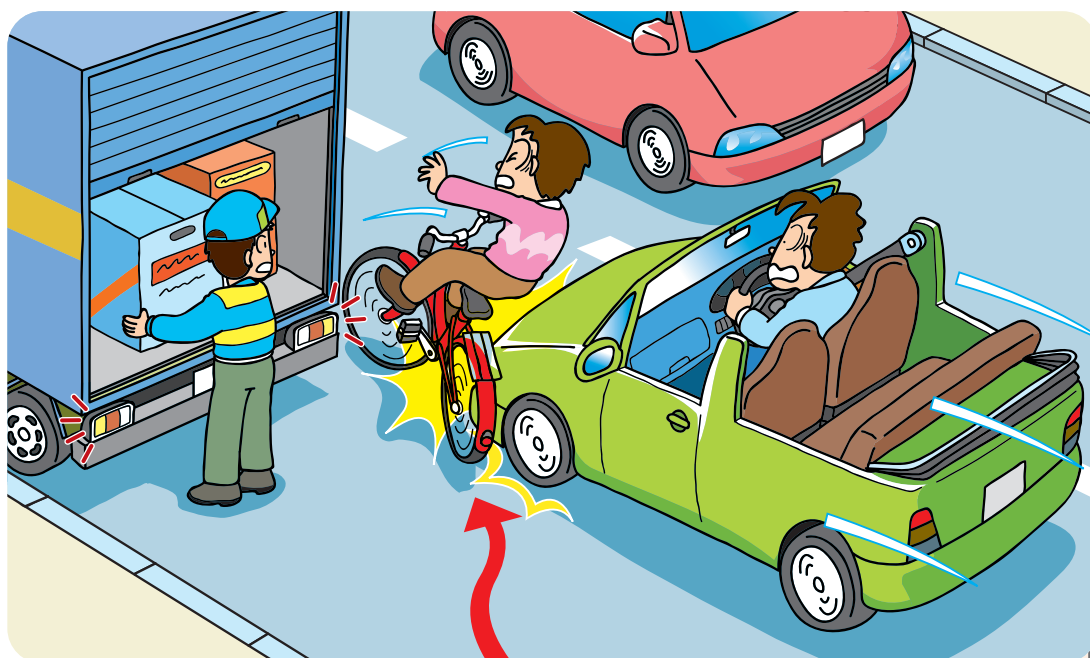
（略）

- 六 道路において進行中の自動車、トロリーバス又は路面電車に飛び乗り、若しくはこれらから飛び降り、又はこれらに外からつかまること。

知っていますか？

自転車事故

～安全な乗り方と事故への備え～



こんな事故が起きてい

■自転車事故の発生状況 ～主な要因は安全不確認、一時不停止、信号無視～

交通事故データから、自転車事故の実態や原因を見てみましょう。

■件数、死傷者数は10年前の1.2倍 死傷者の4割は若者と子ども

平成19年の自転車乗用中の交通事故件数は17万1,018件。平成9年と比べると、10年間で1.2倍になっています。交通事故全体に占める割合も増加傾向にあり、平成19年には20.5%と2割を超えました。平成19年の自転車乗用中による死傷者数は17万1,923人。交通事故全体の死傷者数に占める割合は16.5%を占め、増加傾向を示しています(図1)。

また、死傷者の4割は、24歳以下の若者と子どもで占められています(図2)。

図1 自転車事故件数・死傷者数の推移

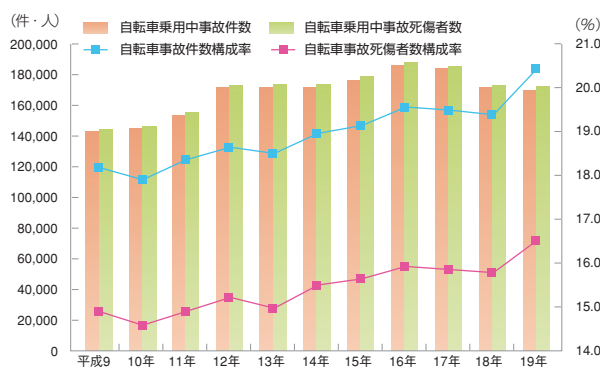
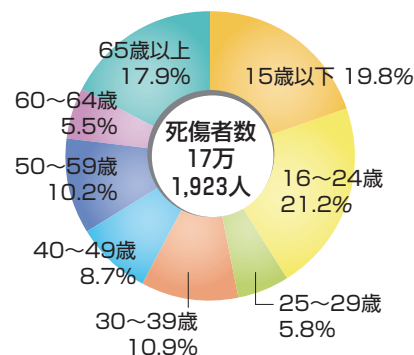


図2 自転車乗用中の年齢層別死傷者数の割合(平成19年)



■自動車との事故が8割以上！ 出会い頭、右左折時での事故が多い

自転車事故の8割以上が自動車との事故です(図3)。

また、事故類型としては出会い頭による事故が圧倒的に多く半数以上を占め、次いで右左折時の衝突と続きます(図4)。

図3 自転車乗用者 相手当事者別事故件数の割合(平成19年)

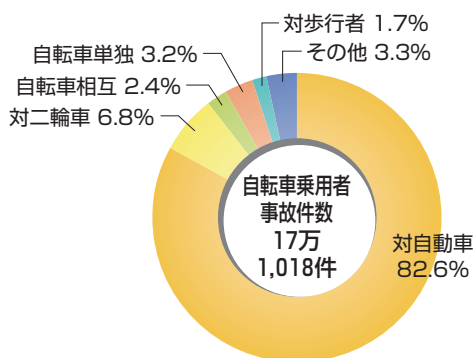
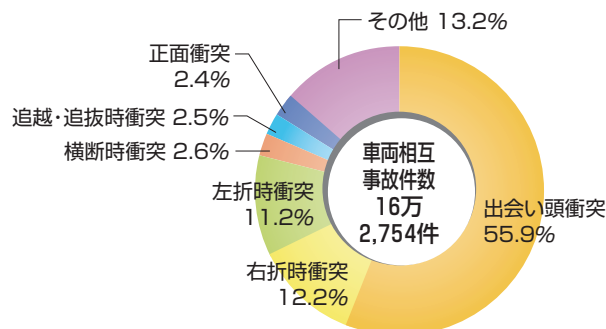


図4 自転車乗用者 事故類型別事故件数の割合(車両相互 平成19年)



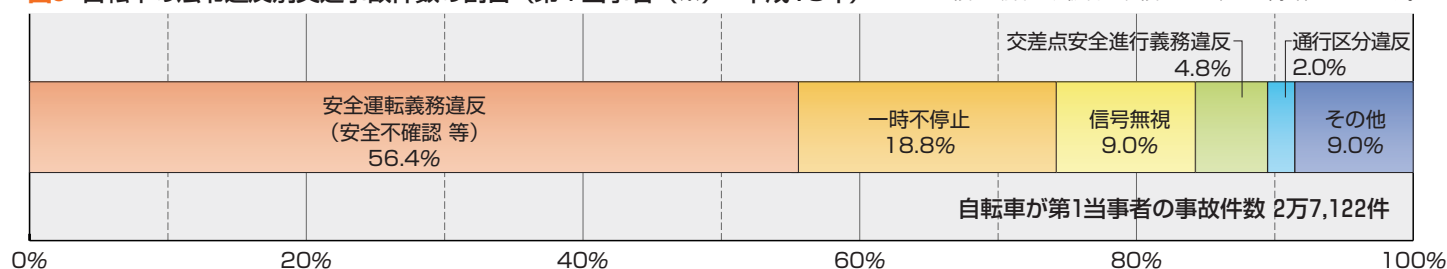
■事故の主な要因は、安全不確認、一時不停止、信号無視！

自転車事故を起こす主な要因は、安全不確認、一時不停止、信号無視です(図5)。

また、最近は歩道を無秩序に通行する自転車による事故也多発しています。

図5 自転車の法令違反別交通事故件数の割合(第1当事者 ※) 平成18年

(※) 第1当事者とは過失の最も重い者をいい、過失が同程度の場合は、被害の程度がより軽い当事者をいいます。



(図1～4：警察庁データより作成／図5：財団法人 交通事故総合分析センターのデータより作成)

まず！ 自転車事故の実態

各地で多発している自転車事故。では、いったいどのような事故が起きているのでしょうか？ここでは、最近の自転車事故の発生状況や事例を見ながら、その実態を探ってみましょう。

■自転車事故のパターン

～自転車は「軽車両」、
被害者だけでなく加害者にも～

自転車は道路交通法では、自動車と同じ“車両”！ 車両として交通ルールを守らなければなりません。ルールを守らず事故を起こすと自転車側も責任を問われます。ここでは、自転車事故の主なパターンについて紹介します。

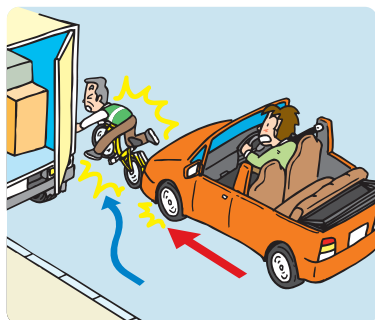
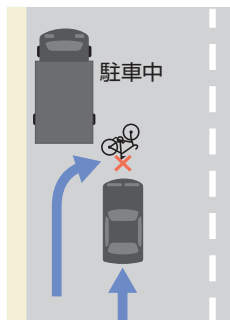
安全不確認（急な進路変更）

●事故の概要

道路の左端を走っていたAさんは、路上駐車のを避けようと反射的に車道側にハンドルを切ったところ、後ろから来た乗用車が避けきれず、Aさんは前方に投げ出され大ケガを負いました。

●事故の原因

第一原因は乗用車の注意義務違反ですが、Aさんが後方の安全をよく確認しないまま、急に進路変更したことが事故の大きな原因です。



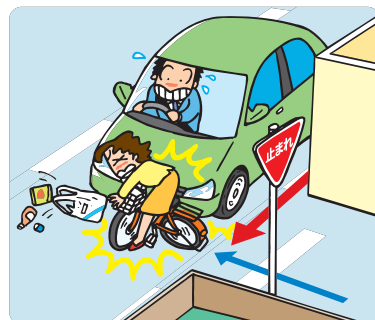
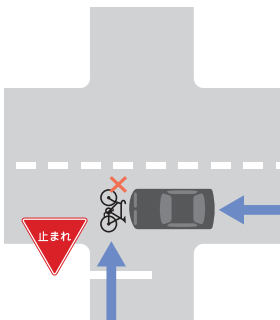
一時不停止

●事故の概要

信号のない見通しの悪い交差点に主婦Bさんが自転車で進入したところ、乗用車と出会い頭に衝突。Bさんは腕の骨を折る大ケガを負いました。

●事故の原因

乗用車側の注意義務違反もありますが、Bさんが、一時停止の標識・標示を無視して、左右の安全確認をしないまま飛び出したことが大きな原因です。



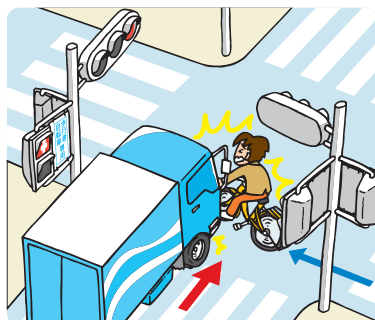
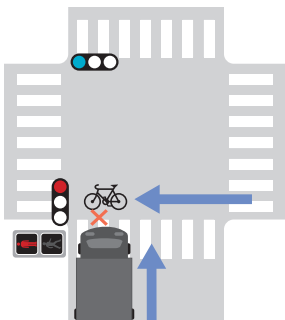
信号無視

●事故の概要

高校生C君は赤信号を無視して交差点に進入。そこに走ってきたトラックと出会い頭に衝突し頭に大きなケガを負いました。

●事故の原因

トラックの前方不注意も事故の要因ではありますが、この場合、C君が赤信号を無視して交差点に進入したことが大きな原因です。



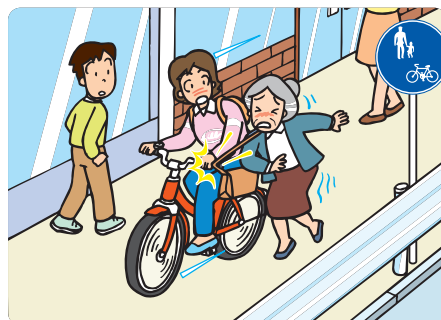
歩道上での歩行者との接触

●事故の概要

女子大生Dさんが、自転車通行可の歩道上を自転車で走行中、おばあさんのバッグのひもがハンドルにからまり、転倒したおばあさんは、意識不明の重傷となりました。

●事故の原因

Dさんが、歩道の車道寄りをいつでも止まれる速さで走っていないことが、大きな原因です。



自転車の安全な乗り方

■ 自転車安全利用五則

1 自転車は車道が原則、歩道は例外

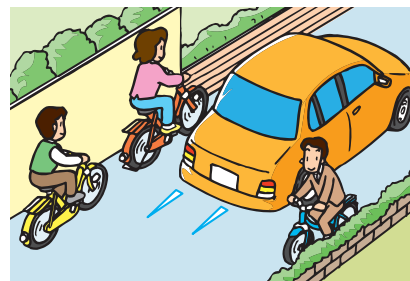
自転車は道路交通法上、「軽車両」と位置づけられています。自動車や自動二輪と同じ「車両」なので、歩道と車道の区分のあるところでは、自転車は車道を通行するのが原則です。

また、自転車道がある場合は、そこを通らなければなりません。



2 車道は左側を通行

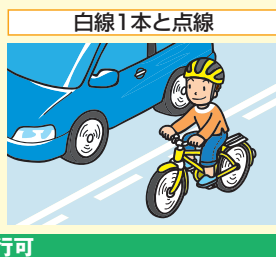
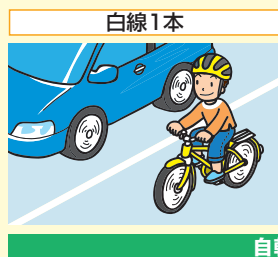
自転車は、車道の左側を通行しなければなりません。右側通行は、対面する自転車や自動車にとって大変危険です。自転車道を通行する場合も左側を走行しましょう。



路側帯を通行する場合は、その内側を走行

歩道のない道路の左端の、白線で区画された部分（路側帯）では、路側帯を通行することができます。

ただし、白線2本の路側帯は歩行者用ですので、自転車は通行できません。



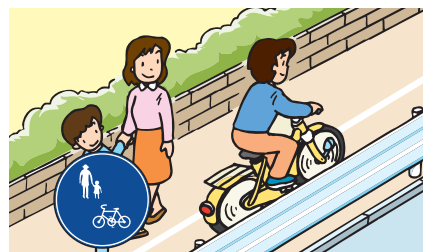
自転車通行可



自転車通行不可

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車も例外的に歩道を走ることができる場合があります。しかし歩道上ではあくまで歩行者優先です。歩道を走るときは、歩道の車道寄りまたは指定された部分をすぐに停止できる速度で走り、歩行者の妨げとなる場合は一時停止しなければなりません。



自転車が歩道を走ることができる場合（裏表紙参照）

- 歩道に「自転車歩道通行可」の道路標識がある場合
- 子どもや高齢者などが運転している場合
- 車道または交通の状況からみて、やむを得ない場合



自転車及び歩行者専用
自転車に乗って通行できる
ことを示す標識。

とルール

自転車は誰もが気軽に乗れる便利な乗り物です。しかしその気軽さの反面、交通ルールやマナーを守らず事故を起こすケースがしばしば見られます。交通ルールとマナーを守って、安全運転を心がけましょう。

4 安全ルールを守る

● 二人乗りはしない

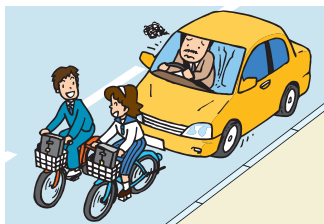


自転車の二人乗りは、バランスを崩しやすく非常に危険です。

※ただし幼児を乗せる場合等は、例外的に認められています。

● 道路は並んで走らない

自転車が2台以上並んで走るとは禁止されています。ただし「並進可」の標識のある場所では、2台まで並進できます。



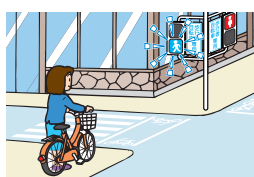
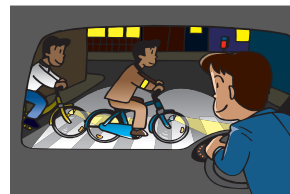
● 飲酒運転はしない

お酒を飲んで運転することは、自転車でも非常に危険です。道路交通法上で自動車の場合と同じく、禁止されています。飲酒運転は絶対にやめましょう。



● 夜間は必ずライトを点灯する

無灯火は、他から自転車が見えないので、非常に危険です。夜間は必ずライトを点灯し、明るい目立つ色の服装や反射材の活用を心がけましょう。

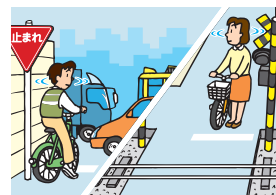


● 信号を正しく守る

歩行者用信号機の青信号の点滅は黄色信号と同じです。次の青信号になるまで待ちましょう。

● 一時停止と安全確認をしっかり行う

一時停止標識のある場所や大通りに出るとき、踏切などでは、必ず止まって左右の安全確認をしましょう。



5 子どもはヘルメットを着用

自転車乗用中の事故による被害を軽減させるため、子ども（13歳未満の者）には乗車用ヘルメットを着用させましょう（裏表紙参照）。



安全のため、ここにも注意！

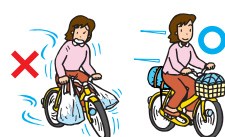
◆ からだに合った自転車に乗る

サドルにまたがったときに両足先が軽く地面につき、上体が少し前傾姿勢になるくらいに調整しましょう。



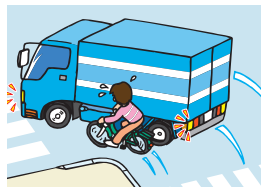
◆ 荷物はハンドルにかけないで荷台にしっかり固定する

ハンドルに荷物を下げたりするのは危険です。荷物は荷台に載せしっかり固定しましょう。



◆ 左折する自動車に注意する

左折する自動車のドライバーから自転車が見えない場合があります。交差点を直進するときは左折車に十分注意しましょう。



◆ 携帯電話、ヘッドホンの使用はしない

携帯電話やヘッドホン使用での運転は、注意力が散漫になったり、外部の音が聞こえづらくなったりするため大変危険です。絶対にやめましょう。



◆ 傘さし運転も危険

傘さしによる片手運転やげた・サンダルばきの運転はバランスを崩しやすく危険です。



万一事故を起こしてしまっ

■自転車を取り巻く事故のリスク

自転車は、その気軽さや便利さの裏にさまざまな危険が潜んでいます。自分がケガをするだけでなく、歩行者にケガをさせたり、財物を壊したりするケースもあります。まずは、この3つの事故のリスクをしっかりと認識しましょう。

●自分のケガ



●他人にケガをさせる



●財物を壊す(損害を与える)



■自転車事故で問われる責任

自転車だから大丈夫。事故を起こしたとしても大事にはならない……。そんな軽はずみな気持ちが、死傷者を出す重大な事故につながります。道路交通法上、自転車は車両の一種（軽車両）です。法律違反をして事故を起こすと、自転車利用者は刑事上の責任が問われます。また相手にケガを負わせた場合、民事上の損害賠償責任も発生します。

刑事上の責任

相手を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」となります。

民事上の責任

被害者に対する損害賠償の責任を負います。

道義的な責任

被害者を見舞い、誠実に謝罪する責任があります。

〈自転車での加害事故例〉

未成年者でも数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。

賠償額(※)	事故の概要
5,000万円	女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の看護師（57歳）の女性と衝突。看護師には重大な障害（手足がしびれて歩行が困難）が残った。（判例：横浜地方裁判所、平成17年11月25日判決）
4,032万円	男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を走行中、旋盤工（62歳）の男性が運転するオートバイと衝突。旋盤工は頭蓋内損傷で13日後に死亡した。（判例：東京地方裁判所、平成17年9月14日判決）
3,138万円	男子高校生が朝、自転車です道から交差点に無理に進出し、女性の保険勧誘員（60歳）が運転する自転車と衝突。保険勧誘員は頭蓋骨折を負い9日後に死亡した。（判例：さいたま地方裁判所、平成14年2月15日判決）
3,124万円	男子中学生が夜間、無灯火の自転車を走行中、対面歩行の女性（75歳）と衝突。女性には重大な障害（後遺障害2級）が残った。（判例：名古屋地方裁判所、平成14年9月27日判決）
2,581万円	成人男性が夜間、前照灯のないマウンテンバイクで走行中、飼犬を散歩中の短大非常勤講師（71歳）と衝突。短大非常勤講師には重大な障害（後遺障害1級）が残った。（判例：大阪地方裁判所、平成8年10月22日判決）

(※) 賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（上記金額は概算額）。

日本損害保険協会調べ

たら 保険の知識と 事故発生時の対応

どんなに注意していても、いつ起こるかわからないのが交通事故です。万が一事故を起こしてしまった場合、どのように対応すればいいのでしょうか？また、事故に備える保険にはどのようなものがあるのでしょうか？

■自転車事故と保険

自転車事故による損害賠償に備える保険があります。ただ、自動車事故と異なるのは、被害者救済のための強制保険（自賠責保険）がないことです。ではどのような保険に入っておけばよいのでしょうか？

	自動車事故	自転車事故
損害賠償に備える保険（強制加入）	自賠責保険	×
損害賠償に備える保険（任意加入）	任意の自動車保険	個人賠償責任保険など

自転車での転倒など思わぬ事故による自分のケガに備えるには「傷害保険」があります。また、自転車事故での損害賠償に備えるには「個人賠償責任保険」があります。個人賠償責任保険は、他人にケガをさせたり、他人のモノを壊したりして法律上の賠償責任が発生した場合に支払われる保険です。

そのほか、自転車安全整備店で購入または点検整備を行い、基準に合格した自転車に貼られる「TS（Traffic Safety）マーク付帯保険」があります。

対 象 保険の種類	事故の相手		自分	備 考
	生命・からだ	財 産	生命・からだ	
個人賠償責任保険※	○	○	×	損害保険各社で取り扱い
傷害保険	×	×	○	損害保険各社で取り扱い
TSマーク付帯保険	○	×	○	自転車安全整備店で購入または点検整備を行い基準に合格した自転車に貼付(保険期間1年間)

※個人賠償責任保険は、単独で加入する方法と他の保険の特約として加入する方法とがあります。特約として加入できる保険には、傷害保険、火災保険、積立型の傷害保険や火災保険などがあり、自動車保険にも個人賠償責任保険（日常生活賠償責任）を特約として付けることができます。詳しくは、損害保険会社や代理店にご確認ください。

■もしも事故を起こしてしまったら

事故を起こしてしまった場合、気が動転して的確な対応ができないこともあります。

以下の手順を参考に、落ち着いて行動できるようにしましょう。

① ケガ人の救護

ケガ人がいる場合は、ケガ人の手当てが最優先です。まず救急車を呼びましょう。



② 道路上の危険防止

二次災害を防止するため、路肩や歩道など安全な場所に自転車を移動させましょう。

③ 警察への連絡

現場をよく確認し、落ち着いて警察に連絡しましょう。警察への届出がないと、「交通事故証明書」が発行されません。



④ 事故状況の確認

事故の相手方の名前、住所、連絡先などを確認し、簡単な事故状況メモをつくりましょう。

⑤ 損害保険会社への連絡

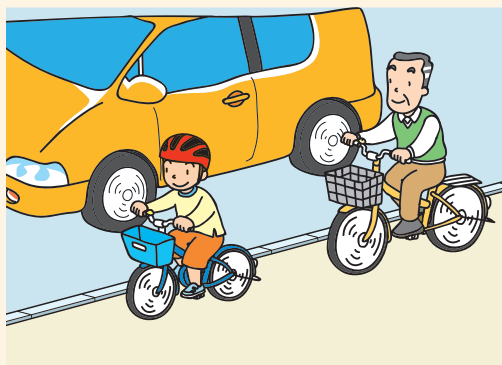
事故の状況をただちに損害保険会社または代理店に連絡してください。

自転車の通行等に関するルールが改正されました ～改正道路交通法が施行～

自転車が歩道を走ることができる条件を明確化

- 歩道通行ができるのは、これまで「自転車歩道通行可」の道路標識があるときだけでしたが、改正により次の内容が追加されました。

13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき



車道または交通の状況からみて、歩道通行がやむを得ない場合



※道路工事や駐車車両などのために、車道の左側走行が困難な場合や、交通量が多く道幅が狭いなどのために自動車と接触する危険がある場合など

※ いずれの場合でも、警察官や交通巡視員が歩行者の安全を確保するため歩道を通ってはいけなく指示した場合には、歩道を自転車に乗って通行してはいけません。

子ども(13歳未満の者)にヘルメットを着用させるのは保護者の責任

- 子どもの保護者は、子どもが自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子どもに乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



社団法人 日本損害保険協会 会員会社 (50音順)

あいおい損保	ジェイアイ	大同火災	日立キャピタル損保
朝日火災	スミセイ損保	東京海上日動	富士火災
アドリック損保	セコム損害保険	トア再保険	三井住友海上
アニコム損保	セゾン自動車火災	日新火災	三井ダイレクト
エイチ・エス損保	ソニー損保	ニッセイ同和損保	明治安田損保
SBI損保	損保ジャパン	日本興亜損保	
共栄火災	そんぽ24	日本地震	(2008年6月現在)

損害保険に関することは
お気軽に、日本損害保険
協会そんがいほけん相談
室へご相談ください。

☎0120-107808

携帯・PHSからは

☎03-3255-1306

受付時間:午前9時～午後6時【月～金(祝日・休日を除く)】



損害保険を楽しく学べる
「そんぽのホット」
(フレッシュズガイド)

※入手方法
日本損害保険協会のホームペー
ジからダウンロードできます。
<http://www.sonpo.or.jp>

＜参考文献・資料等＞

「交通安全に関する危険予測学習教材（小学校４～６年生用）『次はどうなる？』」
(2002年３月 文部科学省)

「予防時報 2002年７月号」((社)日本損害保険協会)

「自転車安全教育用 図解パンフレット&パソコンソフト」
(警察庁委託、企画・制作(財)日本交通安全教育普及協会)
<http://www.jatras.or.jp/jitensha/jitensha.html>

Cross Road 交通安全総合ネットワーク(内閣府・政策統括官付交通安全対策担当)
<http://www.cross-road.go.jp>

財団法人日本交通安全教育普及協会 <http://www.jatras.or.jp>

中央労働災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp>

危険予測学習 自転車K Y T教材集
(中・高校生版)

～交通災害から生徒一人ひとりの命を守る～

発行年月 平成21年(2009年)2月

編 集 山口県教育庁学校安全・体育課

発 行 山口県教育委員会